

## 処分基準

### (目的)

1. この基準は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）倫理規程第5条3項に基づき、この法人の正会員、役・職員等（正会員（加盟団体を除く）、代議員、役員、職員等、並びに部会・委員会構成員をいう。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

### (違反行為)

2. この基準において違反行為とは、正会員、役・職員等として遵守する義務のあるこの法人の倫理規程第3条及び第4条に違反する行為をいう。

### (処分の種類、内容)

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該正会員、役・職員等に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

#### (1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。

#### (2) 厳重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

#### (3) 正会員資格停止・停職

文書での通知を以って、一定期間正会員資格を停止または停職処分を課す。

資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課す。

#### (4) 正会員資格取消し・免職

文書での通知を以って、会員資格を取消または免職処分を課す。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

### (処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関・承認機関)

9. 前三項に規定する処分は、ガバナンス・コンプライアンス委員会での審議を経て理事会において決定するが、正会員資格取消しについては代議員会での除名決議を得るものとする。なお、正会員を除名しようとするときは、当該代議員会の日の1週間前までに当該正会員に通知し、かつ代議員会で弁明の機会を与えるなければならない。

(基準の改廃)

10. この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行日)

11. 本基準は、平成27年3月21日より施行する。

附 則

この基準は、令和6年10月20日から施行する。

## 処分基準 別表

違反行為の例	処分内容の例			
	注 意	厳重注意	正会員資格停止 及び 停 職	正会員資格取消し 及び 免 職
守秘義務違反、情報漏洩	●	●	●	●
公文書の不適切な取扱い (偽造、虚偽公文書作成、改ざん、紛失、毀棄等)	●	●	●	
収 賄				●
供 応	●	●	●	●
横領、窃取、詐取			●	●
紛失、盗難	●	●		
物品損壊	●	●		
失火、爆発	●	●	●	●
公金及び物品の処理不適正	●	●	●	
不適切な事務処理	●	●	●	
放火、殺人				●
傷害		●	●	●
暴行、けんか	●	●	●	
詐欺、恐喝、脅迫			●	●
違法薬物所持・使用				●
泥酔状態による粗野な言動等	●	●		
飲酒運転		●	●	●
飲酒運転以外の道路交通法違反	●	●	●	●
わいせつ行為		●	●	●
ストーカー行為		●	●	●
セクシャル・ハラスメント		●	●	●
パワー・ハラスメント		●	●	●
その他のハラスメント	●	●	●	●
指導監督不適正	●	●		
違法行為の悪質な仮装、隠蔽、黙認		●	●	